

平成29年1月1日から

# 「高年齢者雇用開発特別奨励金」の支給要件を変更します。

特定求職者雇用開発助成金（高年齢者雇用開発特別奨励金）は、以下のように支給要件の一部を変更しました。ご利用をお考えの方は、ご注意ください。

## 支給要件の変更 平成29年1月1日以降に雇い入れる場合

平成29年1月1日以降、65歳以上の方について、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用対象となることに伴い、本奨励金の対象労働者・事業主の要件が変わります。

	現行	平成29年1月1日の雇入れから
対象労働者の要件	(①～④の全てに該当する人)	(①②の両方に該当する人)
	① 雇入れ日現在の満年齢が65歳以上の人	① 雇入れ日現在の満年齢が65歳以上の人
	② <u>紹介日および雇入れ日</u> に以下のいずれにも該当しない人 (イ) 雇用保険の被保険者 (ロ) (イ)以外の方であって、雇入れに係る事業主以外の事業主と一週間の所定労働時間が20時間以上の雇用関係にある人	② <u>紹介日</u> に雇用保険の被保険者（一週間の所定労働時間が20時間以上の労働者など、失業等の状態にない場合を含む）でない人
	③ <u>雇用保険の被保険者資格を喪失した離職の日の翌日から3年以内に雇い入れられた人</u>	(削除)
④ <u>雇用保険の被保険者資格を喪失した離職の日以前1年間に被保険者期間が6か月以上あった人</u>	(削除)	
事業主の要件	現行	平成29年1月1日の雇入れから
	ハローワーク等の紹介により、1年以上継続して雇用する労働者（ <u>一週間の所定労働時間が20時間以上</u> ）として雇い入れる事業主	ハローワーク等の紹介により、1年以上継続して雇用する労働者（ <u>雇用保険の高年齢被保険者</u> ）として雇い入れる事業主

- ▶ 本奨励金の受給に当たっては、このほか各種要件があります。
- ▶ 詳しくは、お近くの労働局・ハローワークにお問い合わせください。